

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月26日

【事業年度】 第13期(自 平成24年2月1日 至 平成25年1月31日)

【会社名】 株式会社イーブックイニシアティブジャパン

【英訳名】 eBOOK Initiative Japan CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小出 斉

【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田二丁目5番2号

【電話番号】 03(6272)9244(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 礒江 英子

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区西神田二丁目5番2号

【電話番号】 03(6272)9244(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 礒江 英子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成21年1月	平成22年1月	平成23年1月	平成24年1月	平成25年1月
売上高 (千円)	857,680	982,211	1,193,150	2,176,713	3,044,219
経常利益 (千円)	15,398	21,207	95,551	295,333	445,985
当期純利益 (千円)	14,440	20,257	94,174	373,698	250,624
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)				-	-
資本金 (千円)	884,850	884,850	100,000	192,893	215,883
発行済株式総数 (株)	18,562	18,562	18,562	2,107,300	4,317,200
純資産額 (千円)	190,753	211,011	305,186	779,068	1,077,383
総資産額 (千円)	397,122	447,424	616,630	1,330,802	1,963,230
1株当たり純資産額 (円)	10,276.59	11,367.95	16,441.45	194.06	261.26
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)				-	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	777.97	1,091.36	5,073.51	100.53	62.19
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)				93.94	57.32
自己資本比率 (%)	48.0	47.2	49.5	58.5	54.8
自己資本利益率 (%)	7.9	10.1	36.5	68.9	27.0
株価収益率 (倍)				10.9	25.5
配当性向 (%)				-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		65,147	86,092	511,199	516,612
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		21,691	24,568	23,466	81,118
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			8,615	77,142	45,980
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)		288,093	358,232	923,108	1,404,581
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	29 〔 4 〕	31 〔 2 〕	31 〔 3 〕	33 〔 6 〕	39 〔 9 〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、第9期から第11期までは当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。株価収益率については第9期から第11期までは当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 5 第9期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
- 6 第10期、第11期、第12期及び第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- 7 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当社は、平成23年8月30日付で、1株を100株として株式分割を、また、平成24年11月1日付で、1株を2株として株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

創業者で取締役会長の鈴木雄介は株式会社小学館において、平成10年に通信衛星を利用して電子書籍の配信を行うため「電子書籍コンソーシアム」を結成し、出版社、書店、キャリア、メーカーなどの業界から約150社の参画を得て実証実験を行いました。その後、平成12年3月に実験が終了したことを機に、そこで培ったノウハウや人脈を活用し、平成12年5月当社が設立されました。

年月	事項
平成12年5月	東京都千代田区神田駿河台に、コンテンツの電子化及び配信サービス、電子コンテンツの企画開発及び制作、書籍・雑誌の編集及び出版を事業目的とした株式会社イーブックイニシアティブジャパン(資本金70,000千円)を設立。
平成12年9月	通商産業省(現 経済産業省)による新事業創出促進法の認定事業者として認定。
平成12年12月	電子書籍配信の開始。
平成13年10月	株式会社手塚プロダクションと契約を締結し、電子書籍配信を開始。
平成14年5月	株式会社ハドソンとともに独自のフォーマット(注1)形式の電子書籍を閲覧するソフトウェア「ebi.BookReader」をリリース。
平成15年9月	ヤフー株式会社と提携し、Yahoo!コミックへコンテンツの提供を開始。
平成16年7月	株式会社講談社と契約を締結し、電子書籍配信を開始。
平成18年7月	株式会社小学館と契約を締結し、電子書籍配信を開始。
平成19年10月	国内で初めて電子書籍をインターネット上で預かる「トランクルーム」(注2)サービスを開始。
平成20年11月	iPhone/iPod touch用ブックリーダー「ebiReader」をリリース。
平成21年6月	iPhone/iPod touch向け専用サイトを開設。 Mac用ブックリーダーをリリース。
平成21年11月	Windows Phone(Windows Mobile)向け電子書籍サービスを開始。
平成22年1月	中華圏で電子書籍を配信するeBookTaiwanと技術・業務提携。
平成22年7月	iPad向け専用サイトの開設。
平成22年9月	Android端末用ブックリーダーをリリース。 事業拡大のため、東京都千代田区西神田に移転。
平成22年10月	Android端末用ブックリーダーがAndroid端末2機種(注3)に初めて標準搭載。
平成22年12月	iPad用ブックリーダー「ebiReaderHD」をリリース。
平成23年1月	当社オリジナルのトランクルームサービスを無料化。
平成23年10月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場。
平成23年11月	日本航空株式会社の国際線機内サービス『SKY MANGA』(スカイマンガ)が当社ブックリーダーを採用。
平成24年11月	株式会社集英社と契約を締結し、電子書籍配信を開始。

用語の説明

(注)1: コンピュータなどの情報機器で利用するファイルの保存形式を指します。

2: お客様専用のWEB上の書庫を示します。

3: ドコモスマートフォン Galaxy S(平成22年10月)、ドコモタブレット型スマートフォン Galaxy Tab(平成22年11月)を指します。

3 【事業の内容】

1. 事業概要

当社は、急速に普及しているスマートフォン及びタブレット端末、及びパソコン向けに、業界最大規模（平成25年1月末時点）の品揃えを誇るコミックを中心とした電子書籍の販売事業を行っております。創業者（現取締役会長）鈴木雄介が出版社勤務時代に、返本の山が断裁・焼却されることに地球環境への影響を危惧し、「SAVE TREES!」を事業コンセプトに打ち立て、電子書籍による解決を目指して設立いたしました。直径20センチ、樹高8メートルに育った、樹齢20年の1本の木から、1冊300グラムの本が約200冊できるといわれます。当社は累計2,200万冊以上販売し、11万本以上の木を救って参りました。

設立当初の平成12年にパソコン向けに電子書籍の販売事業を開始以来、順調に事業を拡大し、平成20年からはスマートフォン及びタブレット端末向けに注力し、成長を加速して参りました。

当社の事業は、（1）「eBookJapan」における電子書籍配信、（2）電子書籍提供、（3）その他に大別されます。

【事業別売上の推移】

（単位：千円）

	平成21年1月期	平成22年1月期	平成23年1月期	平成24年1月期	平成25年1月期
（1）電子書籍配信	638,379	712,718	987,743	2,026,032	2,878,901
（2）電子書籍提供	178,561	251,312	139,411	128,845	129,647
（3）その他	40,738	18,180	65,994	21,835	35,670

（1）「eBookJapan」における電子書籍配信

電子書籍配信事業は、当社が運営するサイトにおいて、エンドユーザーに向けた電子書籍を販売するサービス（ダウンロードサービス）です。独自に開発した電子書籍閲覧ソフト「ebi.BookReader」、ファイルフォーマット（.ebi）、著作権保護技術からなるプラットフォームを利用して、当社が運営する電子書籍販売サイトである「eBookJapan」及び日本を代表するISP（注1）等が展開するサイト内にある当社の各支店を経由して、国内外の一般エンドユーザーに対して、当社が電子書籍の販売を行うものです。

本サービスにおいて、エンドユーザーは自身のパソコン、スマートフォン、タブレット端末等に電子書籍をダウンロード購入し、冊数に応じた代金を支払います。これにより、エンドユーザーは既存の紙の書籍であれば数百冊にも及ぶ大量の書籍をわずか一台の端末に収納し、好きな場所で好きな時間に、永続的に読書を楽しむことが可能となります。

また、パソコンの買い替えや故障などで電子書籍が紛失することのないよう、インターネット上で電子書籍を預かる「トランクルーム」サービスの提供及びスマートフォン・タブレット端末での購入・閲覧対応など、エンドユーザーが快適に読書をするための機能を拡充させております。

当社のサイトは、平成12年より開始され、これまでに80万人（平成25年1月末時点）を超える登録会員を獲得しております。ユーザーは30代以上の方が7割以上を占めており、購入者一人あたりの平均月間購入額は約5,000円程度となっております。男性向けコミックの充実を反映して、男性ユーザーの割合が多く、長編のコミックのまとめ買いも行われます。

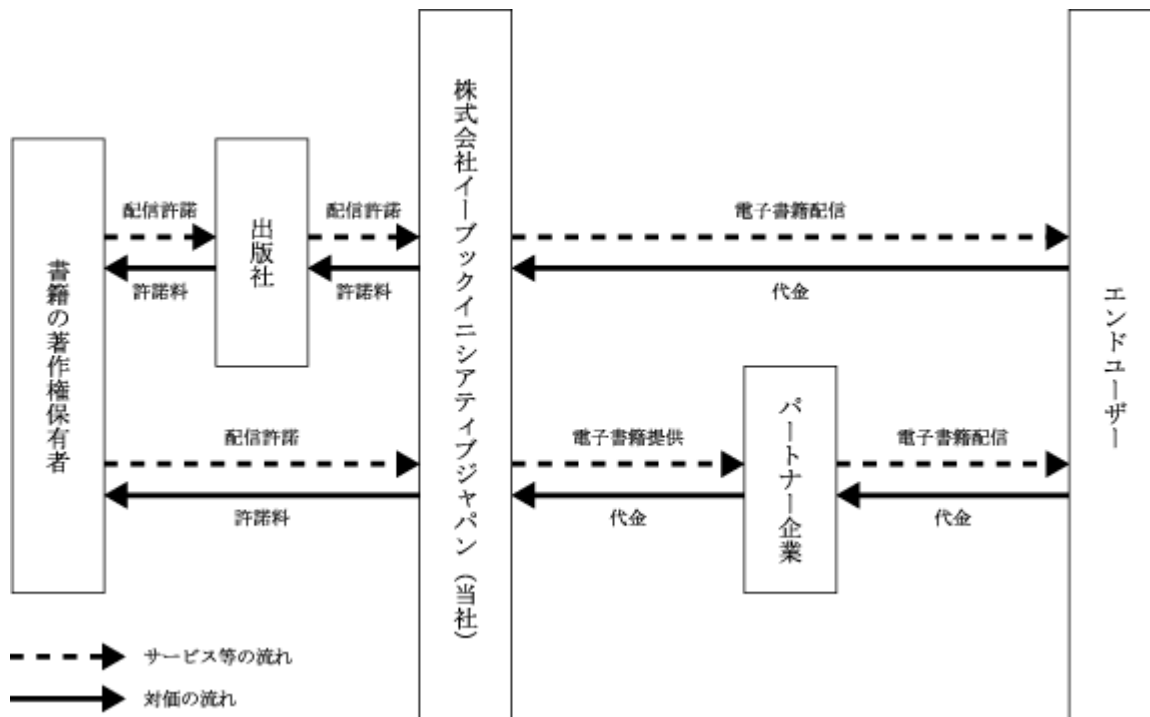
一度獲得したユーザーは定着する傾向が高く、各月の売上の約9割以上が、前月以前に当社に会員登録したユーザーによって占められています。獲得したユーザーが根雪のように積みあがっていくスケールな事業モデルとなっています。

(2) 電子書籍提供

電子書籍提供事業は、当社の技術基盤であるプラットフォームを利用せず、電子化した画像データのみをパートナー企業へ提供するサービスです。

提供した画像データをパートナー企業が独自のフォーマットに加工・変換し、インターネットを通じて販売を行います。当社は当該販売のレベニューシェア（注2）に応じて収入を得ます。

当社の事業の系統図は、以下のとおりです。



用語の説明

注1：「ISP」とは、インターネット・サービス・プロバイダーの略で、インターネット接続業者を意味する。電話回線やISDN回線、ADSL回線、光ファイバー回線、データ通信専用回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続する。付加サービスとして、メールアドレスやホームページ開設用のディスクスペースの貸し出し、オリジナルのコンテンツを提供する業者もある。

注2：「レベニューシェア」とは、アライアンスによって生まれた利益を、あらかじめ決めておいた配分率で分配することをいう。

(3) その他

当社は、電子書籍配信サービスを補完する事業としてその他事業を位置づけ、「ライセンス契約による海外事業会社への技術及びノウハウの提供」、「書籍の電子化受託」等の事業を行っております。なお、海外市場における電子書籍ビジネスの拡大を図るため、台湾の大手エレクトロニクスメーカーの子会社に対して、ライセンス契約を締結し、当社が長年培った技術とノウハウを提供する対価としてライセンス収入を得ております。

[新規登録会員数の推移]

(単位：人)

	平成25年1月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
パソコン	16,932	15,245	18,066	15,404
スマートフォン・タブレット	24,731	24,948	20,553	18,718
合計	41,663	40,193	38,619	34,122

[端末別売上の推移]

(単位：千円)

	平成25年1月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
パソコン	266,117	287,442	297,025	368,385
スマートフォン・タブレット	334,175	404,977	420,292	500,483
合計	600,292	692,420	717,318	868,869

パソコン：WindowsPC、Mac

スマートフォン・タブレット：iPad/iPhone/iPod Touch、Android、Windows Phone

2. 電子書籍配信事業の特徴

業界最大規模のコミックの品揃え

日本の電子書籍市場の特徴は、その8割以上をコミックが占めていることです。(出典：平成23年7月株式会社インプレスR&D「電子書籍ビジネス調査報告書2011」)当社はコミックを6.4万冊以上(平成25年1月末時点)取り揃えており、業界最大規模と自負しております。マンガの黄金期といわれている1990年初頭のコミックを中心に作品ラインナップを強化しており、価値が不変の長編コミックの充実ぶりにおいて他社との差別化を図っております。特に男性漫画については、年代、出版社、著作者において多岐に亘る作品を取り揃えていることが特長で、ラインナップも全体の約50%を占めております(平成25年1月末時点)。女性漫画においても、少女漫画の歴史を切り拓いてきた漫画家の正統派の作品を取り揃えており、品質においても充実した内容となっております。その他にも、小説などの今後拡大すべきジャンルの電子書籍も積極的に追加するなど、品揃えNo.1戦略として、毎月2,000冊以上を目標に増やしております。

品揃えのもう一つのメリットとして、一度獲得した電子書籍は継続的に安定した売上を生むことが挙げられます。当社では保有しているタイトルの6割以上が毎月売れており、特定商品の大量販売に依存することなく、多品種少量販売によって売上が構成されるビジネスモデルとなっております。

当社では、パソコン、タブレット、スマートフォンのそれぞれ向けに販売サイトを制作し、当社が販売している電子書籍の魅力を画面サイズと操作性の制約の中で最大限お伝えできるよう努めております。

[電子書籍取扱数(累計)の推移]

(単位：冊)

	平成25年1月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
男性漫画	28,770	30,060	31,330	34,890
女性漫画	19,230	20,890	21,770	26,020

総合図書	6,260	6,710	7,430	18,390
その他	4,070	4,300	4,360	4,870
計	58,330	61,960	64,890	84,170

クラウド 本棚サービス「トランクルーム」

当社の特徴として、「トランクルーム」というWeb上の本棚を業界に先駆けて提供し、複数の端末間での電子書籍の移動を可能にするサービスを行っております。これにより、自宅の大画面パソコンやiPadで読みかけの本を、通勤・通学途中や旅行先においてスマートフォンで読み続けることが可能になります。

さらに、トランクルームに蔵書しておくことで、ユーザーの端末が壊れた際でも購入した電子書籍が保護されること、多数の書籍を購入しても端末の記憶容量を占有せずに済むことなどのメリットも提供しています。

同業他社においてもクラウド型のサービスが提供されておりますが、利用できる端末の台数が会社毎に異なっております。

お客様ご自身の端末内ではなく、当社のサーバー上に設けた本棚という意味で、インターネットの「向こう側」を意味する「クラウド」を用いています。

低コスト、大量高速、高品質、高圧縮の電子化技術

当社は、紙の態様を損なうことなく印刷時のレイアウトをそのままスキャンする当社独自の画像形式のフォーマットを採用しております。テキスト形式のフォーマットに比べ、OCR（光学式文字読み取り）による誤認識、禁則処理、外字の処理など、日本語特有の課題を考慮する必要がないため、制作コストを削減し、大量高速に電子化することが可能となります。スキャンしたデータは、オリジナルの圧縮技術を用いて圧縮し、配信を行っております。汎用的な非可逆の圧縮技術と比べて、同等の圧縮率において、特に文字や漫画など、輪郭部分の復号時の品質が優れております。

また、端末に依存することなく、同一のファイルを用いてパソコン、各種スマートフォン上で表示が可能です。そのため、パソコンで表示した電子書籍をスマートフォンへ移動して閲覧することができます。

無期限ダウンロード型の販売

当社はダウンロード型のサービスを提供しているため、地下鉄内や飛行機内などインターネットに接続できない環境でも快適に読書することを可能にしています。また販売形態として一度購入した電子書籍は無期限で読める方式を採用しているため、ユーザーのコレクション欲を満たすことができます。

読書に特化した独自リーダーの提供

当社が販売する電子書籍は、独自のファイルフォーマットと著作権保護技術で保護されており、当該電子書籍を閲覧するために提供しているソフト「ebi.BookReader」をインストールした端末でのみ閲覧することが可能となります。

「ebi.BookReader」は、読書に相応しい直感的なインターフェースを用いており、本を蔵書する楽しみを実現する背表紙表示、しおり、読了印、自動ページめくり機能などを有しております。また、読書時はコミックの迫力ある見開きシーンを忠実に再現できるよう、ソフトを設計しております。平成25年1月末現在、対応しているOSは、Windows、Macintosh、Android、iOS、Windows Phoneとなっております。スマートフォンやタブレット端末へ当社ソフト「ebiReader」を標準搭載するよう積極的な営業活動を行っており、スマートフォンへの搭載実績は、ドコモスマートフォンT-01B（東芝WindowsPhone）、auスマートフォンIS02（東芝WindowsPhone）、ドコモスマートフォン Galaxy S（Android）、ドコモスマートフォン Galaxy S（Android）、タブレットへの搭載実績は、台湾CAMANGI（Android）、ドコモタブレットGalaxy

Tab (Android)、パナソニックUT-PB1 (Android)、NTT東日本光iフレーム 2 (Android)、加賀電子 Meopad Advance/Aqua(Android)となっております。このような施策が奏功し、平成20年11月にiPhone向けの「ebiReader」をリリースして以来、スマートフォン及びタブレット端末での閲覧者が増加しています。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
39〔9〕	34.7	4.7	5,470

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数欄の〔外数〕は、臨時従業員（アルバイトを含む）の年間平均雇用人員であります。
4 従業員数が前事業年度末に比べ6名増加しておりますが、主として業容拡大に伴う期中の採用によるものであります。
5 当社は事業の種類ごとの経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業に従事しております。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、復興需要等を背景として緩やかに回復しているものの、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっています。

出版業界においては、平成24年の書籍・雑誌の推定販売額は、1兆7,398億円となりました。書籍が2.3%減の8,013億円、雑誌が4.7%減の9,385億円となり、書籍は6年連続、雑誌は13年連続の前年割れとなり依然として厳しい状況にあります（出所：社団法人全国出版協会・出版科学研究所「出版月報」2013年1月号）。各出版社においては収益改善のために、電子書籍事業に対して本格的な検討が進んでおります。

電子書籍を閲覧するモバイル端末においては、2012年度上期（2012年4月～9月）のスマートフォン出荷台数は前年同期比41.6%増の1,422万台となり、携帯電話の総出荷台数に占めるスマートフォン出荷台数比率は69.4%、また、タブレットの出荷台数は前年同期比82.1%増の193万台となりました（出所：株式会社MM総研調べ）。タブレット端末は、携帯性に優れ価格も安価な7型のタブレット端末が相次いで発売され、電子書籍を閲覧する最適なデバイスが増加しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は、3,044,219千円（前年比39.9%増）、経常利益445,985千円（前年比51.0%増）となり、当期純利益については、税務上の繰越欠損金の解消に伴い税負担が通常化した等の理由により、250,624千円（前年比32.9%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

i) 電子書籍配信

当事業年度は、コミック品揃えの盤石化、総合図書の品揃え加速、新刊同時発売、携帯電話キャリア決済の導入、読みやすさ改良、新規購入者獲得を主要施策に掲げ、更なる事業基盤の強化に努めました。作品の品揃えにおいては、株式会社集英社や株式会社少年画報社との契約締結、また、11月末よりビューワーをテキストデータに対応させたことで、一般書籍の取り扱いを飛躍的に拡大することができました。結果として、平成25年1月末時点ではコミック64,362点、総合図書18,390点、その他1,418点の合計84,170点となりました。また、コミックの品揃え最大級を誇るeBookJapanならではの企画として、当社（eBookJapan）でしか読めないコンテンツの紹介や、株式会社講談社の週刊漫画誌「モーニング」新人賞において読者が選ぶ「eBookJapan賞」を設立し、受賞作品は本誌掲載の資格が得られる等、紙媒体との連携を図りました。また、専用ソフトウェアなしで閲覧できるブラウザビューをリリースし、初心者や新規の読者が手軽にイーブックを楽しんでもらう環境を実現しました。

以上の結果から、電子書籍配信事業の売上高は、2,878,901千円（前年比42.1%増）となりました。

) 電子書籍提供

電子書籍提供においては、パートナーサイトにおけるサイトリニューアルの効果が現れはじめ、売上高は129,647千円（前年比0.6%増）となりました。

) その他

その他の事業としては、一部の出版社と販売促進の契約を締結し、プロモーション活動を行った結果、売上高は合計で35,670千円（前年比63.4%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ481,473千円増加し、1,404,581千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得た資金は516,612千円（前事業年度は511,199千円の収入）となりました。主な資金増加要因としては売上の伸長による税引前当期純利益の計上445,985千円及び仕入債務の増加額129,063千円によるものであります。これに対して主な資金減少要因としては、売上債権の増加額111,527千円によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は81,118千円（前事業年度は23,466千円の支出）となりました。これは主に定期預金の預入による支出が50,040千円、ブックリーダー、オーサリングソフトの機能追加に伴う開発で無形固定資産の取得による支出が27,238千円発生したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により得た資金は、45,980千円（前事業年度は77,142千円の収入）となりました。これは主に新株予約権の行使に伴う新株の発行によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成24年2月1日 至 平成25年1月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
電子書籍配信	2,878,901	142.1
電子書籍提供	129,647	100.6
その他	35,670	163.4
合計	3,044,219	139.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社が属する電子書籍市場は、市場の急速な拡大に伴って新規の参入企業も多く、サービス内容が多様化しております。このような状況下において、当社は市場での優位性を確保し、企業としての成長を高めるため、下記事項を対処すべき課題と認識し、これら課題に対処していくための経営戦略を推進し、以下のとおりの取り組みを実施しております。

人気タイトル書籍の提供

当社は継続的な成長をするためにも、潜在的な顧客の開拓が重要であると認識しており、そのためにも人気タイトル書籍の使用権の許諾を得ることが重要と認識しております。現在、マンガにおいては、国内最大級の品揃えとなっております（平成25年1月末現在）、未だ許諾を得られていない人気タイトルも数多くあります。そのような状況下、今後も出版社及び著作権者との関係の構築及び連携を強化し、マンガタイトルのラインナップを充実させるとともに、一般書籍(総合図書)をはじめ、幅広い分野の書籍についても作品点数を拡充していく方針です。

使いやすさ、読みやすさ、蔵書の楽しみの改良

当社は、顧客が当社のサービスを利用し続ける重要な要素として、コンテンツの充実のほかに、購入してから読書を行うまでの一連の操作性や蔵書の楽しさを体感できる顧客体験があると考えております。そのために当社のサイトや書籍を閲覧するためのソフトウェア、書籍を預かるクラウド上のトランクルームサービスについて、誰にとっても分かりやすく快適に使用できるよう、今後も継続的に改良を行っていく予定です。

サービスの拡充

当社はこれまでも、業界に先がけて様々なサービスを提供して参りました。多くの書籍から選びやすくするための特集的な作品紹介、マルチデバイスへの対応、クラウド的なトランクルーム、ポイントサービスなどです。電子書籍業界の事業環境が飛躍的に進展している今、より広範なメニューを提供できると考えておりますので、一層積極的に取り組んでいく予定です。

新規顧客の獲得について

当社は、これまでスマートフォンやタブレット端末にブックリーダーをプリインストールしたり、ウェブサイトの検索画面で当社の情報を上位表示させることで新規顧客を獲得してきました。今後の事業の成長のためには、新規の利用者の増加が重要であり、今後も費用対効果を測定しながら効果的な広報・広告宣伝を含めたマーケティング活動を実施していく予定です。

システムの増強及びセキュリティ強化

当社の提供するサービスは、提供するコンテンツの拡大及び顧客の増加、新サービスの提供に伴い、システムを増強する必要があると認識しております。また、当社が電子書籍業界のリーディングカンパニーの位置を高めることに伴い、システム的な攻撃を受けるリスクも高まっていくものと認識しております。これらの課題に対応し、サーバーリニューアルや追加、システムの脆弱性診断と対策など、万全の対策を導入して参ります。

有能な人材の確保と育成

当社のサービスを安定的に継続し、かつ、進化させていくにあたり、最も重要であると考えているのは有能な人材の確保と育成であります。当社は、積極的な採用活動を行うとともに、社内人材に対する教育制度を充実させ、また組織でフォローアップできる体制を整備することで、全体のレベルアップを図っていきます。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業度末現在において当社が判断したものであります。

1. 事業環境に由来するリスクについて

(1) 電子書籍市場の動向について

電子書籍市場は、スマートフォン・タブレット等の新しい端末の台頭により電子書籍を閲覧する環境が急速に変化し、それらのプラットフォームによる市場の成長が期待されています。当社はこの成長市場において良質なコンテンツを安定的に供給することで事業の拡大を図る方針ですが、電子書籍市場の歴史はまだ浅く、市場の停滞や衰退などの事態が起きた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合他社の参入によるリスクについて

現在、当社の事業である電子書籍ビジネスは、法令や規制による参入障壁が低く、またコンテンツを供給する出版社も非独占的に作品を提供しているため、競合他社の参入が増加しております。

今後、電子書籍の分野において、巨大資本を有するインターネット企業の本格参入、出版社自身による作品の提供などが強化された場合には、当社の競争力や優位性を保つことが困難になり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新等について

当社が属する電子書籍の業界においては、技術革新が著しく、常に新たなサービスが誕生しております。現在、当社は、独自の電子書籍フォーマットである「.ebiフォーマット」で電子書籍の配信サービスを展開しておりますが、将来的に革新的なフォーマットが登場する可能性があります。当社は常に、最新の技術動向に着目し、技術力で他社に遅れを取ることのないように努めておりますが、当社が想定する以上の技術革新や新サービスが展開され、当社の技術やサービスが陳腐化する場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、現在、株式会社コナミデジタルエンタテインメント（旧社名株式会社ハドソン）との間でビューワーの一部技術に関するライセンス契約を締結しておりますが、その契約が解除又は解消され新たなライセンスと契約を締結した場合、移行に伴う時間を要したり、ライセンス料が変動する可能性があります。

(4) 個人情報保護に関するリスクについて

当社では、会員登録を行う際に個人情報を取得利用しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取り扱い事業者としての義務を課せられております。当社は、個人情報を有するサーバーへのアクセス制限や情報セキュリティに関する方針及び個人情報保護マネジメントシステム要領を制定して運用管理を行うなど、情報管理体制の整備強化に努めております。また、個人情報の漏えいのリスクを低減させるために、利用者から取得する個人情報を最低限に抑えております。しかしながら、外部からの不正アクセスや、ハッキング等による情報の漏えいに関するリスクは完全には排除できないことから、個人情報が流出するような事態が発生した場合、信用の低下、損害賠償等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) そのほかの法的規制について

当社の事業に関わる法的規制として、消費者保護に関して「特定商取引法に関する法律」が、そのほか青少年保護の側面から「東京都青少年の健全な育成に関する条例」等があります。当社では、これらの社内管理体制を構築し、法律、条例、関連諸規則の遵守に努めております。今後インターネットのさらなる普及とともに法改正、新たな法律及び自主ルールが整備され、当社の事業が何らかの制約を受けることとなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業内容に由来するリスクについて

(1) 特定事業への高い依存度について

当社の事業は全て電子書籍に関連するものであります。電子書籍の市場は将来の成長が見込まれていますが、まだ歴史が浅いため、今後、予期しない環境の変化により、成長に何らかの問題が生じた場合、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 著作権者との契約について

当社は、電子書籍の販売にあたり、著作物の使用許諾を受けており、取引先（法人及び個人）との間で作品の配信に関する基本契約及び個々の作品の使用を許諾する覚書を締結しております。当社はこれら著作権者と良好な信頼関係を築いており、取引の継続を維持することは可能であるものと想定しておりますが、覚書の締結の進捗が当社の想定通りに行かない場合、今後、当社が敵対的買収を受けるなど、何らかの事情が生じて契約の更新に支障をきたす場合、また、著作権の使用料が変動した場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権及び著作権について

i) 当社の知的財産権について

当社は、トランクルームに関する1件の特許が登録されており、当社が保有する知的財産権を十分に保護しうる管理が重要となっております。当社の知的財産権が侵害された場合は、解決までに多くの時間と費用が発生する等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ii) 当社による第三者の知的財産権の侵害について

当社は、当事業年度末現在において第三者より知的財産権や著作権に関する侵害訴訟等を提起されたり、そのような通知を受け取ってはおりません。しかし、将来、当社の事業活動に関連して、著作権者を含む第三者が知的財産権や著作権の侵害を主張する可能性がないとはいえません。当社の属する市場が大きくなり、事業活動が海外を含めて複雑多様化するにつれ、競争も激化し、知的財産権や著作権をめぐる紛争件数は増加する可能性があります。

当社は知的財産権や著作権に対して顧問弁護士との連携を図るなどの対策を講じておりますが、当社が著作権者を含む第三者から訴訟を受けた場合は、解決までに多くの時間と費用が発生する等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定取引先からの仕入依存について

当社は事業の特性により、コンテンツを提供する大手出版社からの作品の仕入が相対的に高くなっております。平成25年1月期における著作権料の仕入先上位3社（株式会社講談社、株式会社小学館及び株式会社集英社）の占有率は48.7%となっており、高い比率にあります。

将来的にはさらに取引先の多様化により、特定の仕入先への依存度は低くなると考えておりますが、当面はこれらの大手出版社への依存度は高いと考えております。このような中、これらの大手出版社との取引は、今後も安定的に良質な作品を仕入れるために継続することが必要と考えておりますが、これらすべての仕入先と永続的な取引が確約されているわけではなく、将来において仕入が減少又は中断することになれば、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定サイトへの依存について

当社は、iPhone/iPad/iPod touchの端末上で電子書籍を閲覧できるようにするため、アップル株式会社から当社電子書籍閲覧ソフト「ebiReader」の認可を受けて、同社の販売サイトであるApp Storeからソフトウェアの頒布を行っております。同様にグーグル株式会社よりAndroid端末上で電子書籍を閲覧するための認可を受けております。今後、両社の何らかの方針により、当社のソフトウェアが拒絶等された場合、新たなユーザーがiPhone/iPad/iPod touch/Android端末上で書籍を閲覧等することができなくなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 代金回収業務の委託について

当社は、電子書籍の代金の回収をI S Pや代金回収業者に委託しております。代金回収の手数料は、契約によって定められておりますが、当該手数料が変動した場合、また、何らかの事態が発生して当該契約が終了した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害、事故等を含めたシステムダウンについて

当社は、インターネット環境において電子書籍配信事業を展開しております。そのため、当社はサービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策と、コンピューターウイルスやハッカーの侵入等を回避するために必要と思われるファイアウォールの設置などの対策をとっております。しかしながら、地震、火災などの自然災害など予期せぬ事象の発生により、あるいは、常に新たなコンピューターウイルスが生み出され、その対策には一定の時間を要することからその間に感染する危険性があること、ハッカーによって新しいバグが発見され常に攻撃される危険性があることなどから、当社の設備又はネットワークに障害が生じる可能性があります。そのような場合、当社のサービス提供に影響が出て、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 小規模組織であることについて

当社の従業員は、平成25年1月末現在で39名と組織が小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後の事業展開に備え人材の登用を進めておりますが、必要な人材の採用や教育、また事業拡大に応じた管理体制の構築が順調に進まなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. その他のリスクについて

(1) 配当政策について

当社は、未だ内部留保が充実しているとは言えず、創立以来現在に至るまで利益配当を実施しておりません。また、当社は現状、事業の拡大過程にあり、内部留保の充実を優先する方針であります。今後、各期の経営成績を考慮に入れて、利益還元について検討して参る所存ではありますが、配当実施及びその実施時期等については、現時点において未確定であります。

(2) 新株予約権による株式価値の希薄化について

当社はストック・オプション制度を採用しており、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280ノ21の規定に基づく新株予約権並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権を当社の役員及び従業員に対して付与しております。

当事業年度末現在における新株予約権による潜在株式数は554,400株であり、発行済株式総数4,317,200株の12.8%に相当いたします。また、今後におきましても、役員及び従業員へのモチベーション向上と優秀な人材の確保を目的としてストック・オプションによる新株予約権発行を検討しております。これら新株予約権の行使が行われた場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

開発委託契約

相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
㈱コナミデジタルエンタテインメント (旧社名㈱ハドソン)	ソフトウェアの開発委託及びライセンス契約	電子書籍作成ソフトに搭載する㈱コナミデジタルエンタテインメント(旧社名㈱ハドソン)開発の画像圧縮伸長技術に関する利用許諾	平成14年2月28日から 平成16年2月27日まで (その後1年単位の自動更新)
㈱コナミデジタルエンタテインメント (旧社名㈱ハドソン)	ソフトウェアの開発委託及びライセンス契約	リーダーソフトウェアに搭載する㈱コナミデジタルエンタテインメント(旧社名㈱ハドソン)開発の画像圧縮伸長技術に関する利用許諾	平成14年3月31日から 平成16年3月30日まで (その後1年単位の自動更新)

電子書籍許諾契約

相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
㈱講談社	電子書籍ライセンス契約	㈱講談社が著作権を保有もしくは管理する著作物に関する利用許諾	平成16年7月30日から 平成19年7月29日まで (その後1年単位の自動更新)
㈱小学館	電子書籍ライセンス契約	㈱小学館が著作権を保有もしくは管理する著作物に関する利用許諾	平成18年7月14日から 平成19年7月13日まで (その後1年単位の自動更新)
㈱集英社	電子書籍ライセンス契約	㈱集英社が著作権を保有もしくは管理する著作物に関する利用許諾	平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表作成にあたって、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りや評価が含まれております。

詳細につきましては、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

(売上高)

売上高は、前年同期比39.9%増の3,044,219千円となりました。これは主にスマートフォンやタブレット端末など、各種モバイル端末の登場により新しいユーザーが増加し、書籍の販売冊数が拡大したことによる電子書籍配信事業の伸長によります。

(売上原価)

売上原価は、前年同期比44.3%増の1,614,904千円となりました。電子書籍事業収益の増加に対応する著作権使用料の原価の増加に加え、著作権使用料率の悪化により売上原価率が前事業年度の51.4ポイントから53.0ポイントに悪化しました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前年同期比31.6%増の983,984千円となりました。これは主に人員拡大に伴う人件費の増加、当社サービスの認知度向上を図るための広告宣伝費の増加、顧客へのポイント引当金繰入額の計上及び変動費である支払手数料の売上増加に応じたものであります。なお、販売費及び一般管理費全体の売上高比率は改善しております。

(当期純損益)

当期純利益は、前年同期比32.9%減の250,624千円となりました。これは主に繰越欠損金が当事業年度に解消されたことにより法人税等が163,438千円発生し、法人税等調整額が31,922千円計上されたことによるものであります。

(3) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は前事業年度比48.8%増の1,896,224千円となりました。その主な要因は、現金及び預金が531,513千円増加したこと、売上の増加により売掛金が111,527千円増加したことによります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は前事業年度比19.4%増の67,006千円となりました。これは主に、ネットワークのセキュリティ統合機器やサーバー等の取得、ブックリーダーや業務システム等の機能追加によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は前事業年度比60.6%増の885,474千円となりました。その主な要因は、売上増加に伴い著作権使用料等の買掛金が129,063千円増加したこと、未払法人税等が160,725千円増加したことによります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度比1.4%増の371千円となりました。これは主に資産除去債務の増加によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度比38.3%増の1,077,383千円となりました。これは主に、当期純利益250,624千円を計上したことによる利益剰余金の増加、新株予約権の行使により資本金、資本準備金がそれぞれ22,990千円増加したことによるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は、読者の求めるあらゆる書籍を電子書籍として提供するための「品揃え」、書籍と出会い、買い求め、読書し、蔵書するための「使いやすさ」、著作者の求める著作権管理と読者の期待する自由度を両立させる「ユーザーサービス」、の3点について重点的に取り組んでいます。特に急速に拡大しているスマートフォンやタブレット端末利用者向け電子書籍市場において、前記各項目でナンバーワンとなることを目指して取り組んでいく予定です。このような戦略を通じて新規会員を集めるとともに、長くご愛顧頂けるよう努めています。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は、32,900千円となりました。

これは主にサーバーやロードバランサー等の取得、ブックリーダーやオーサリングソフトウェア等の機能追加によるものです。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成25年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社機能	1,789	10,987	49,630	62,407	39

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 上記事務所については、他の者から建物を賃借しております。
本社 年間賃借料 9,718千円
3 上記の従業員数には臨時従業員は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年4月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,317,200	4,340,200	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限りのない当社の 標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は、100 株であります。
計	4,317,200	4,340,200		

- (注) 1 平成25年2月12日、平成25年2月28日の新株予約権の行使により、発行済株式数が23,000株増加しております。
- 2 「提出日現在発行数」欄には、平成25年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成15年4月25日定時株主総会決議（平成15年8月7日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年3月31日)
新株予約権の数(個)	210	95
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000	19,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年9月1日 至平成25年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350 資本組入額 175	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。その他条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利を喪失した者の個数及び株式数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 3 平成24年11月1日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権 平成16年4月21日定時株主総会決議(平成17年4月13日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年3月31日)
新株予約権の数(個)	181	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成26年4月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。その他条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利を喪失した者の個数及び株式数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

3 平成24年11月1日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権 平成21年12月3日臨時株主総会決議（平成21年12月4日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成25年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,250	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年12月5日 至平成31年12月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。その他条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利を喪失した者の個数及び株式数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 4 平成24年11月1日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権 平成22年4月22日定時株主総会決議(平成22年4月22日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年3月31日)
新株予約権の数(個)	700	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年4月24日 至 平成32年4月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。その他条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 4 平成24年11月1日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権 平成22年4月22日定時株主総会決議(平成22年4月22日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年3月31日)
新株予約権の数(個)	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年4月24日 至 平成32年4月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。平成25年1月31日までに当社取締役会にて当社株式につき、金融商品取引所に対する上場申請の承認を要する。その他条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 4 平成24年11月1日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権 平成22年4月22日定時株主総会決議(平成22年4月22日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年3月31日)
新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年4月24日 至 平成32年4月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。平成25年4月20日までに当社株式が日本国内の金融商品取引所に上場し、取引が開始されることを要する。その他条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 4 平成24年11月1日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権 平成24年4月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年3月31日)
新株予約権の数(個)	43	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,177	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年5月26日 至 平成34年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,177 資本組入額 589	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。その他条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込（処分）金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 4 平成24年11月1日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権 平成24年4月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年3月31日)
新株予約権の数(個)	13	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,177	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年5月26日 至 平成34年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,177 資本組入額 589	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。その他条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込(処分)金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
- 4 平成24年11月1日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月21日 (注)1		18,562	784,850	100,000	444,850	
平成23年8月30日 (注)2	1,837,638	1,856,200		100,000		
平成23年10月28日 (注)3	200,000	2,056,200	69,920	169,920	69,920	69,920
平成23年11月25日 (注)4	10,000	2,066,200	6,000	175,920	6,000	75,920
平成23年11月29日 (注)4	500	2,066,700	175	176,095	175	76,095
平成23年11月30日 (注)5	30,000	2,096,700	10,488	186,583	10,488	86,583
平成23年12月9日 (注)4	10,500	2,107,200	6,250	192,833	6,250	92,833
平成24年1月6日 (注)4	100	2,107,300	60	192,893	60	92,893
平成24年2月29日 (注)4	1,000	2,108,300	600	193,493	600	93,493
平成24年5月10日 (注)4	1,900	2,110,200	1,140	194,633	1,140	94,633
平成24年10月31日 (注)4	3,000	2,113,200	1,800	196,433	1,800	96,433
平成24年11月1日 (注)6	2,113,200	4,226,400		196,433		96,433
平成24年12月19日 (注)4	25,000	4,251,400	7,500	203,933	7,500	103,933
平成24年12月20日 (注)4	34,200	4,285,600	5,985	209,918	5,985	109,918
平成25年1月10日 (注)4	31,600	4,317,200	5,965	215,883	5,965	115,883

(注)1 欠損填補のための資本金及び資本準備金の取崩

(注)2 平成23年8月30日に、平成23年8月29日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、所有株式数を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(注)3 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 760円 引受価額 699.2円
資本組入額 349.6円 払込金総額 139,840千円

(注)4 新株予約権の行使による増加であります。

(注)5 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 699.2円 資本組入額 349.6円

割当先 大和証券キャピタル・マーケット株式会社

(注)6 平成24年11月1日に、平成24年10月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

(注)7 平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が23,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,025千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成25年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		6	28	17	20	3	3,198	3,272	
所有株式数(単元)		3,359	5,256	7,833	3,972	21	22,717	43,158	1,400
所有株式数の割合(%)		7.8	12.2	18.2	9.2	0.0	52.6	100.0	

(注) 自己株式200,000株は、「個人その他」に2,000単元含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
京セラコミュニケーションシステム株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6	400,000	9.27
ソフトバンククリエイティブ株式会社	東京都港区六本木2-4-5	210,000	4.86
鈴木 雄介	神奈川県三浦郡葉山町	207,800	4.81
株式会社イーブックイニシアティブジャパン	東京都千代田区西神田2-5-2	200,000	4.63
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	196,900	4.56
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	東京都中央区日本橋3-11-1	165,000	3.82
株式会社小学館	東京都千代田区一ツ橋2-3-1	160,000	3.71
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	111,200	2.58
小出 斉	東京都目黒区	105,000	2.43
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	69,900	1.62
計		1,825,800	42.29

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,115,800	41,158	単元株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,400		
発行済株式総数	4,317,200		
総株主の議決権		41,158	

【自己株式等】

平成25年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社イーブックイニ シアティブジャパン	東京都千代田区西神田二 丁目5番2号	200,000		200,000	4.63
計		200,000		200,000	4.63

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権 平成15年4月25日定時株主総会決議（平成15年8月7日取締役会決議）

決議年月日	平成15年4月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名及び従業員5名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 付与対象者の退職等による権利喪失により、平成25年1月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員2名の合計4名となっております。

第2回新株予約権 平成16年4月21日定時株主総会決議(平成17年4月13日取締役会決議)

決議年月日	平成16年4月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名及び従業員10名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 付与対象者の退職等による権利喪失により、平成25年1月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役3名、従業員2名の合計5名となっております。

第6回新株予約権 平成21年12月3日臨時株主総会決議(平成21年12月4日取締役会決議)

決議年月日	平成21年12月3日
付与対象者の区分及び人数	取締役6名及び監査役1名、従業員11名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職等による権利喪失により、平成25年1月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役6名、監査役1名、従業員10名の合計17名となっております。

第7回新株予約権 平成22年4月22日定時株主総会決議(平成22年4月22日取締役会決議)

決議年月日	平成22年4月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成25年1月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役6名であります。

第8回新株予約権 平成22年4月22日定時株主総会決議(平成22年4月22日取締役会決議)

決議年月日	平成22年4月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成25年1月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名であります。

第9回新株予約権 平成22年4月22日定時株主総会決議(平成22年4月22日取締役会決議)

決議年月日	平成22年4月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成25年1月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名であります。

第10回新株予約権 平成24年4月26日定時株主総会決議（平成24年5月24日取締役会決議）

決議年月日	平成24年4月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成25年1月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役6名であります。

第11回新株予約権 平成24年4月26日定時株主総会決議（平成24年5月24日取締役会決議）

決議年月日	平成24年4月26日
付与対象者の区分及び人数	従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成25年1月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員10名であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数	200,000		200,000	

当社は平成24年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

3 【配当政策】

当社は、創立以来現在に至るまで、内部留保を図ることによって、財務体質の強化と積極的な事業展開に備えるために、利益配当は実施しておりません。また、当社は現状、事業の拡大過程にあり、内部留保の充実を優先とする方針であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めておりますが、毎事業年度における配当回数について、剰余金の配当は、配当を行う場合においても中間配当は行わず、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成21年1月	平成22年1月	平成23年1月	平成24年1月	平成25年1月
最高(円)				2,400	3,600 1,960
最低(円)				1,286	1,578 1,400

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. なお、平成23年10月28日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年8月	9月	10月	11月	12月	平成25年1月
最高(円)	1,949	2,233	3,600 1,790	1,960	1,888	1,716
最低(円)	1,665	1,860	2,121 1,615	1,553	1,400	1,400

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長		鈴木 雄介	昭和19年2月8日	昭和42年9月 ㈱小学館入社 昭和62年4月 週刊ポスト編集長 平成4年3月 インターメディア部電子編集センター部次長 平成10年4月 電子書籍コンソーシアム設立 平成12年5月 当社設立 代表取締役社長就任 平成22年4月 当社代表取締役を辞任、取締役会長に就任 (現任)	(注)2	207,800
代表取締役 社長		小出 斉	昭和44年6月15日	平成3年10月 太田昭和監査法人入所(会計士補としてパートタイム勤務) 平成5年4月 三菱重工㈱入社 平成15年5月 米国カリフォルニア大学バークレー校 ハース経営大学院卒業(MBA取得) 平成15年7月 A.T.カーニー㈱入社、アソシエイト 平成19年8月 ㈱ボストンコンサルティンググループ、プロジェクトリーダー 平成21年12月 当社代表取締役副社長就任 平成22年4月 当社代表取締役社長に就任(現任)	(注)2	105,000
常務取締役		高嶋 晃	昭和34年5月17日	昭和59年4月 シャープ㈱入社 平成12年5月 当社設立 取締役就任 平成20年7月 当社常務取締役就任(現任)	(注)2	48,000
取締役	管理部長	磯江 英子	昭和43年9月19日	平成4年4月 シャープ㈱入社 平成12年5月 当社設立 取締役就任(現任)	(注)2	14,000
取締役	技術統轄	村上 聡	昭和32年10月3日	昭和57年4月 日本電気㈱入社 平成2年12月 ㈱ハドソン(現㈱コナミデジタルエンタテイメント)入社 平成10年7月 招布㈱へ外向 技術担当役員 平成17年5月 当社入社 技術統轄 平成18年2月 当社取締役就任(現任)	(注)2	
取締役	編集統轄	鈴木 正則	昭和24年6月23日	昭和47年3月 ㈱小学館入社 平成14年5月 ㈱ネットアドバンス執行役員を兼務 平成19年7月 小学館コミュニケーション編集局選任プロデューサー 平成20年4月 当社取締役就任(現任)	(注)2	
監査役 (常勤)		水野 治之	昭和15年6月3日	昭和39年4月 山一証券㈱入社 昭和49年4月 ㈱山一証券経済研究所へ外向 平成7年6月 同社常務取締役就任 平成12年6月 日動火災投資顧問㈱ 同社常務取締役運用部長就任 平成16年12月 ㈱コモンウエルス・エンターテインメント監査役 平成18年2月 当社監査役就任(現任)	(注)3	
監査役		須藤 慎一	昭和34年1月30日	昭和56年5月 ㈱アイビーエー設立 昭和58年4月 ㈱アイビーエー代表取締役就任 平成19年4月 当社監査役就任(現任) 平成22年3月 ㈱アイビーエー廃業に伴い代表取締役を終了、独立コンサルタントとして業務継続	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		鶴保 征城	昭和17年2月10日	昭和41年4月 日本電信電話公社(当時)入社 平成元年11月 日本電信電話㈱ソフトウェア研究所所長 平成5年6月 ㈱NTTデータ取締役開発本部長 平成7年6月 同社常務取締役技術開発本部長 平成9年6月 NTTソフトウェア㈱代表取締役社長 平成15年6月 高知工科大学工学部情報システム工学科教授 平成16年10月 独立行政法人情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター所長 平成17年4月 文部科学省 大学発ベンチャー創出推進アドバイザー(現任) 経済産業省 産業構造審議会 臨時委員 平成18年3月 日本学術会議 連携会員(現任) 文部科学省 戦略的創造研究推進事業 領域運営アドバイザー(現任) 日本BPM協会 副会長(現任) 実践的ソフトウェア教育コンソーシアム会長(現任) 平成20年1月 国立大学法人電気通信大学経営協議会委員(現任) 平成21年1月 独立行政法人情報処理推進機構顧問(現任) 学校法人・専門学校HAL東京校長(現任) 高知工科大学 客員教授(現任) 平成23年7月 一般社団法人TEARS理事長 平成24年4月 当社監査役就任(現任)	(注)4	
計						374,800

- (注) 1 監査役水野治之、須藤慎一及び鶴保征城は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は、平成25年1月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査役の任期は、平成23年8月30日の臨時株主総会終結の時から平成27年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 平成24年4月26日開催の定時株主総会にて選任され就任しておりますが、その任期はほかの在任監査役の任期の満了する時までであります。
- 5 当社は平成24年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、顧客である読者に満足できる電子書籍を提供するための経営統治機能であると考えております。当社の企業価値を最大化する経営統治機能を有効かつ効率的に運用するために、組織内においての業務分掌の実施、監視・監督機能を有する組織体の組成を目指しております。また、当社の経営活動に透明性を持たせるための体制作りも強化しております。

企業統治の体制（提出日現在）

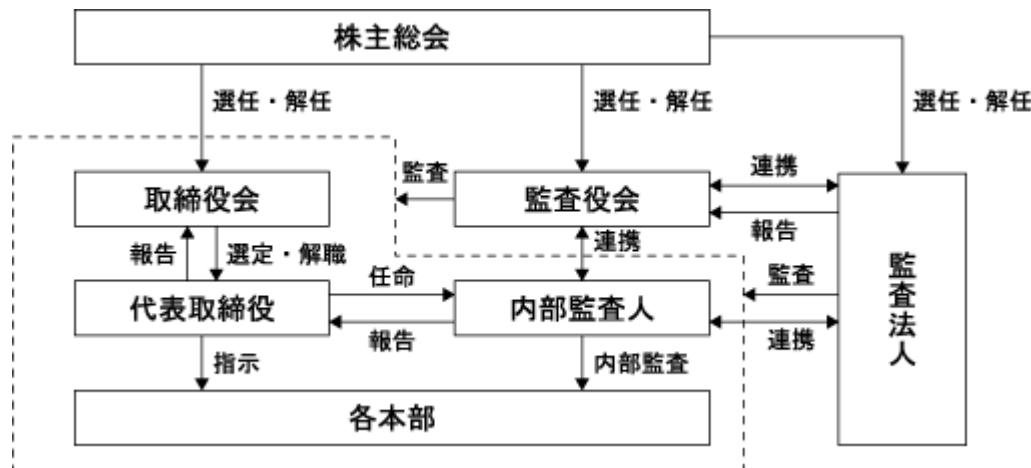
イ．企業統治の体制の概要

当社は監査役制度採用会社であり、会社の機関としては株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

取締役会は6名で構成されております。取締役会は毎月開催される定時取締役会のほか、臨時取締役会を必要に応じて開催することで、機動的な経営に関する意思決定を実行しております。

監査役会は3名で構成されております。うち3名が社外監査役であり、常勤監査役1名と非常勤監査役2名であります。監査役は取締役会に参加して、業務執行状況を監視しているほか、常勤監査役は社内における重要な会議体に積極的に参加することで、内部統制の整備及び運用状況を常に監視しております。

会社の機関及び内部統制の関係図は、下記のとおりであります。



ロ．現状の体制を採用する理由

当社は、経営の意思決定機能と、取締役による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役全員が社外監査役となっております。それぞれの監査役は高い専門性を有し、その専門的見地からの的確な経営監視を実行しております。これらの体制により、監査役設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

ハ．内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議しております。

(a) 取締役の職務執行にかかわる情報の保存及び管理体制

当社は、取締役会における意思決定に関する情報、その他重要な決裁に関する情報に関し、文書情報の管理に関する諸規程を制定し、適切に保存管理を行ってまいります。

(b) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に防止する策を講じるとともに、万一重大事象が発生した場合に会社が被る損失又は不利益を最小化する体制を構築します。

(c) 取締役の職務執行の効率的な実施を確保する体制

業務執行状況の監督及び確認について、取締役会規程を制定し取締役会への付議基準に該当する事項についてはすべて付議することを遵守し、重要事項の審議及び決定を行います。

日常の職務遂行に際しては、職務権限及び職務分掌に関する諸規程を制定し、それらに基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することといたします。

(d) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は社内諸規程に基づき職務を執行し、法令・定款及び当社の社是に対する遵守状況を内部監査により、確認しております。

(e) 当該株式会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社及び関係会社を有していませんが、そのような組織を有する場合には必要な規程を制定し、適切な管理を行うことといたします。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて補助スタッフを置くことといたします。

(g) 前項(f)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、人事考課については、常勤監査役の意見を考慮して行います。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた場合には、必要な報告及び情報提供を適時適切に行うこととします。

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査内容についての情報の交換が十分に行えるための体制をとります。また、代表取締役、各業務担当取締役及び各業務における重要な従業員と個別ヒアリングの機会を設けます。

二．リスク管理体制の整備状況

当社の事業上で最も重視して管理しているリスクは、コンプライアンスリスクであります。コンプライアンス推進のため、コンプライアンス管理運用規程を定め、管理部を所管部門とし、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、各部門長を委員とし、コンプライアンス体制の強化、活動の推進に関する協議や検討、コンプライアンス意識の向上、教育指導等を行っております。日常の業務におけるコンプライアンス体制においては、管理部において法務チェックを行っており、必要に応じて顧問弁護士と連携を取りながら、事業を推進しております。契約の締結や履行状況については、内部監査人が業務監査を行うことでリスクの確認を行っております。

ホ．反社会的勢力への対処

当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととしております。反社会的勢力からの不当要求があった場合には、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。また、当社における方針・基準として、「反社会的勢力対応規程」を定めております。

へ．社外監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額を限度としております。

ト．会計監査人の責任免除

当社は、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

内部監査及び監査役監査

当社では社長直轄で内部監査人を設置しています。内部監査人は、各部署の所管業務が法令、社内規程等に従い適切且つ有効に運用されているかを監査しその結果を社長に報告するとともに、業務改善等の適切な指導を行い経営効率の向上を図っております。

監査役会は監査役3名で構成され、監査方針や業務の分担等に従い取締役会をはじめ重要な会議に出席し、業務執行の状況を監査するとともに、月1回の監査役会で互いの意見交換を通じてより効果的な監査を実施しております。

内部監査人、監査役及び会計監査人の相互連携については、内部監査人は内部監査の状況を監査役や会計監査人へ報告し情報を共有化しております。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち会計監査や監査役監査の実施内容についての報告と意見交換を行い連携を図っております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役は選任しておりませんが、監査役全員が社外監査役であり外部からの経営監視機能は十分に機能する体制が整っていると認識しており、現状の体制を採用しております。

水野治之氏を社外監査役として選任しております理由は、金融機関における長年の実務経験や豊富な知見を有しており、幅広い見識から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと期待したためであります。同氏は提出日現在において、当社新株予約権30個を保有しておりますが、それ以外について同氏と当社との間に人的関係、資本的関係またはその他の利害関係を有しておりません。当社は水野治之氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

須藤慎一氏を社外監査役として選任しております理由は、情報通信、IT業界およびそれらの法制度に関する専門的知識と経験を有していることからであります。なお、同氏と当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

鶴保証城氏を社外監査役として選任しております理由は、経営者としての豊富な経験により培われた企業統治に関する知見を有しているからであります。なお、同氏と当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外監査役の選任について、その独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、取締役の法令順守、経営管理に対する監査に必要な知識と経験を有し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としており、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断要素等を参考としています。

役員報酬の内容

平成25年1月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	84,957	71,160	1,313	12,483		6
社外監査役	7,358	5,118		2,240		3

- (注) 1 社外監査役のうち1名は平成24年4月26日付で辞任により退任しております。
- 2 支給金額には使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役3名に支給した使用人部分給与相当額は8,354千円であります。
- 3 取締役の報酬額は、平成23年8月30日開催の臨時株主総会および平成24年4月26日開催の定時株主総会において、年額400,000千円以内(うち、ストック・オプションは年額100,000千円以内、ただし使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
- 4 監査役の報酬額は、平成23年8月30日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
- 5 支給額には、役員賞与14,723千円を含めております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けております。なお、業務を執行した社員の氏名は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 吉村 孝郎

業務執行社員 淡島 國和

- (注) 継続監査年数については7年を超えていないため、記載を省略しております。
- 当社の監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士2名、会計士補2名、その他1名
- 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

ロ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	16,000	1,500	16,000	
計	16,000	1,500	16,000	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

規模・特性及び監査日数等を勘案し、監査報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年2月1日から平成25年1月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、ディスクロージャー支援会社などから情報の提供を受けております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年1月31日)	当事業年度 (平成25年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	923,108	1,454,621
売掛金	270,673	382,200
仕掛品	1,135	1,245
貯蔵品	357	300
前渡金	1,121	5,449
前払費用	1,285	5,074
繰延税金資産	76,708	47,311
その他	311	20
流動資産合計	1,274,700	1,896,224
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,761	2,761
減価償却累計額	615	971
建物(純額)	2,146	1,789
工具、器具及び備品	22,959	26,193
減価償却累計額	10,071	15,206
工具、器具及び備品(純額)	12,887	10,987
有形固定資産合計	15,034	12,777
無形固定資産		
特許権	122	101
商標権	384	331
ソフトウェア	32,877	49,630
その他	1,050	-
無形固定資産合計	34,434	50,062
投資その他の資産		
長期前払費用	498	356
繰延税金資産	2,606	82
その他	3,527	3,727
投資その他の資産合計	6,633	4,165
固定資産合計	56,101	67,006
資産合計	1,330,802	1,963,230

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年1月31日)	当事業年度 (平成25年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	389,736	518,800
未払金	45,723	65,687
未払費用	50,051	65,976
未払法人税等	6,571	167,296
前受金	-	712
預り金	1,458	2,652
未払消費税等	18,102	18,190
ポイント引当金	39,722	46,159
流動負債合計	551,367	885,474
固定負債		
資産除去債務	366	371
固定負債合計	366	371
負債合計	551,733	885,846
純資産の部		
株主資本		
資本金	192,893	215,883
資本剰余金		
資本準備金	92,893	115,883
その他資本剰余金	111,011	111,011
資本剰余金合計	203,904	226,894
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	467,872	718,496
利益剰余金合計	467,872	718,496
自己株式	85,602	85,602
株主資本合計	779,068	1,075,672
新株予約権	-	1,711
純資産合計	779,068	1,077,383
負債純資産合計	1,330,802	1,963,230

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日)	当事業年度 (自 平成24年 2月 1日 至 平成25年 1月31日)
売上高	2,176,713	3,044,219
売上原価	1,119,499	1,614,904
売上総利益	1,057,214	1,429,315
販売費及び一般管理費	1 747,637	1 983,984
営業利益	309,576	445,330
営業外収益		
受取利息	3	54
不要書籍売却益	174	451
還付加算金	53	-
その他	25	147
営業外収益合計	256	654
営業外費用		
支払利息	72	-
株式公開費用	9,039	-
株式交付費	5,387	-
営業外費用合計	14,499	-
経常利益	295,333	445,985
税引前当期純利益	295,333	445,985
法人税、住民税及び事業税	950	163,438
法人税等調整額	79,315	31,922
法人税等合計	78,364	195,360
当期純利益	373,698	250,624

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日)		当事業年度 (自 平成24年 2月 1日 至 平成25年 1月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
電子化費		40,667	3.6	51,163	3.2
著作権使用料		1,073,393	96.0	1,557,023	96.4
その他経費		4,808	0.4	6,827	0.4
計		1,118,868	100.0	1,615,014	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,765		1,135	
合計		1,120,634		1,616,150	
期末仕掛品たな卸高		1,135		1,245	
当期売上原価		1,119,499		1,614,904	

(脚注)

前事業年度 (自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日)	当事業年度 (自 平成24年 2月 1日 至 平成25年 1月31日)
1. 原価計算の方法は実際個別原価計算によっております。 主なその他経費の内容は、次のとおりであります。 新聞図書費 2,418千円	1. 原価計算の方法は実際個別原価計算によっております。 主なその他経費の内容は、次のとおりであります。 新聞図書費 4,185千円

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日)	当事業年度 (自 平成24年 2月 1日 至 平成25年 1月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	100,000	192,893
当期変動額		
新株の発行	92,893	22,990
当期変動額合計	92,893	22,990
当期末残高	192,893	215,883
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	-	92,893
当期変動額		
新株の発行	92,893	22,990
当期変動額合計	92,893	22,990
当期末残高	92,893	115,883
その他資本剰余金		
当期首残高	111,011	111,011
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	111,011	111,011
資本剰余金合計		
当期首残高	111,011	203,904
当期変動額		
新株の発行	92,893	22,990
当期変動額合計	92,893	22,990
当期末残高	203,904	226,894
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	94,174	467,872
当期変動額		
当期純利益	373,698	250,624
当期変動額合計	373,698	250,624
当期末残高	467,872	718,496
利益剰余金合計		
当期首残高	94,174	467,872
当期変動額		
当期純利益	373,698	250,624
当期変動額合計	373,698	250,624
当期末残高	467,872	718,496

	前事業年度 (自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日)	当事業年度 (自 平成24年 2月 1日 至 平成25年 1月31日)
自己株式		
当期首残高	-	85,602
当期変動額		
自己株式の取得	85,602	-
当期変動額合計	85,602	-
当期末残高	85,602	85,602
株主資本合計		
当期首残高	305,186	779,068
当期変動額		
新株の発行	185,786	45,980
当期純利益	373,698	250,624
自己株式の取得	85,602	-
当期変動額合計	473,882	296,604
当期末残高	779,068	1,075,672
新株予約権		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	1,711
当期変動額合計	-	1,711
当期末残高	-	1,711
純資産合計		
当期首残高	305,186	779,068
当期変動額		
新株の発行	185,786	45,980
当期純利益	373,698	250,624
自己株式の取得	85,602	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	1,711
当期変動額合計	473,882	298,315
当期末残高	779,068	1,077,383

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日)	当事業年度 (自 平成24年 2月 1日 至 平成25年 1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	295,333	445,985
減価償却費	14,851	18,478
株式報酬費用	-	1,711
ポイント引当金の増減額（ は減少）	3,657	6,436
受取利息	3	54
支払利息	72	-
株式公開費用	9,039	-
株式交付費	5,387	-
売上債権の増減額（ は増加）	64,321	111,527
たな卸資産の増減額（ は増加）	702	53
仕入債務の増減額（ は減少）	184,750	129,063
前渡金の増減額（ は増加）	331	4,327
前払費用の増減額（ は増加）	324	3,646
未払金の増減額（ は減少）	8,740	19,218
未払費用の増減額（ は減少）	35,728	15,924
前受金の増減額（ は減少）	-	712
預り金の増減額（ は減少）	78	1,193
未払消費税等の増減額（ は減少）	10,167	87
その他の資産・負債の増減額	8,041	1,683
小計	512,219	517,518
利息及び配当金の受取額	3	54
利息の支払額	72	-
法人税等の支払額	950	960
営業活動によるキャッシュ・フロー	511,199	516,612
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	50,040
有形固定資産の取得による支出	10,828	3,640
無形固定資産の取得による支出	12,637	27,238
敷金の差入による支出	-	200
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,466	81,118
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	8,615	-
株式の発行による収入	185,786	45,980
株式の発行による支出	14,426	-
自己株式の取得による支出	85,602	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	77,142	45,980
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	564,875	481,473
現金及び現金同等物の期首残高	358,232	923,108
現金及び現金同等物の期末残高	923,108	1,404,581

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2)貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 13～18年

工具、器具及び備品 4～10年

(2)無形固定資産（リース資産除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上していません。

(2)ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手元現金と随時引き出し可能な預金からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

平成24年11月1日付において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

また、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これに伴う影響は、軽微であります。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日)	当事業年度 (自 平成24年 2月 1日 至 平成25年 1月31日)
役員報酬	74,018千円	76,278千円
給料手当	145,049千円	175,967千円
広告宣伝費	57,137千円	121,364千円
支払手数料	125,545千円	175,395千円
減価償却費	14,241千円	17,629千円
ポイント引当金繰入額	85,454千円	93,191千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年2月1日 至 平成24年1月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	18,562	2,088,738	-	2,107,300

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加数の内容は以下のとおりであります。

株式分割による増加	1,837,638株
株式上場に伴う公募増資による増加	200,000株
第三者割当増資に伴う増加	30,000株
新株予約権の権利行使による増加	21,100株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		100,000		100,000

(注) 普通株式の自己株式の株の増加数の内容は以下のとおりであります。

ファンドの満期株式買取による増加	1,000株
株式分割による増加	99,000株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年2月1日 至 平成25年1月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,107,300	2,209,900		4,317,200

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加の内容は以下のとおりであります。

株式分割による増加	2,113,200株
新株予約権の権利行使による増加	96,700株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	100,000	100,000		200,000

(注) 普通株式の自己株式の株の増加数の内容は以下のとおりであります。

株式分割による増加	100,000株
-----------	----------

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					1,711
合計						1,711

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年2月1日 至 平成24年1月31日)	当事業年度 (自 平成24年2月1日 至 平成25年1月31日)
現金及び預金	923,108千円	1,454,621千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金		50,040千円
現金及び現金同等物	923,108千円	1,404,581千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達については自己資金の充当及び金融機関からの借入による方針であります。当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度(平成24年1月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	923,108	923,108	
(2)売掛金	270,673	270,673	
資産計	1,193,781	1,193,781	
(3)買掛金	389,736	389,736	
(4)未払金	45,723	45,723	
(5)未払費用	50,051	50,051	
(6)未払消費税等	18,102	18,102	
負債計	503,614	503,614	

当事業年度(平成25年1月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,454,621	1,454,621	
(2)売掛金	382,200	382,200	
資産計	1,836,822	1,836,822	
(3)買掛金	518,800	518,800	
(4)未払金	65,687	65,687	
(5)未払費用	65,976	65,976	
(6)未払消費税等	18,190	18,190	
(7)未払法人税等	167,296	167,296	
負債計	835,950	835,950	

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)買掛金、(4)未払金、(5)未払費用、(6)未払消費税等、(7)未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年1月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	923,108			
売掛金	270,673			
合計	1,193,781			

当事業年度(平成25年1月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,454,621			
売掛金	382,200			
合計	1,836,822			

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用		1,711千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成15年4月25日決議 新株予約権	平成16年4月21日決議 新株予約権	平成21年12月3日決議 新株予約権
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 3名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 10名	当社取締役 6名 当社監査役 1名 当社従業員 11名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 120,000株	普通株式 78,000株	普通株式 306,000株
付与日	平成15年8月20日	平成17年4月13日	平成21年12月4日
権利確定条件	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。	同左	同左
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左	同左
権利行使期間	自 平成17年9月1日 至 平成25年4月24日	自 平成18年6月1日 至 平成26年4月20日	自 平成23年12月5日 至 平成31年12月2日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成22年4月22日決議 新株予約権	平成22年4月22日決議 新株予約権	平成22年4月22日決議 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社取締役 1名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 140,000株	普通株式 40,000株	普通株式 60,000株
付与日	平成22年4月23日	平成22年4月23日	平成22年4月23日
権利確定条件	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。平成25年1月31日までに当社取締役会にて当社株式につき、金融商品取引所に対する上場申請の承認を要する。その他条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。平成25年4月20日までに当社株式が日本国内の金融商品取引所に上場し、取引が開始されることを要する。その他条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左	同左
権利行使期間	自 平成24年4月24日 至 平成32年4月21日	自 平成22年4月24日 至 平成32年4月23日	自 平成22年4月24日 至 平成32年4月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。

決議年月日	平成24年4月26日決議 新株予約権	平成24年4月26日決議新株 予約権
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 6名	当社従業員 10名
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 8,600株	普通株式 2,600株
付与日	平成24年5月25日	平成24年5月25日
権利確定条件	新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の社員又は従業員であること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。	同左
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左
権利行使期間	自 平成27年5月26日 至 平成34年4月25日	自 平成27年5月26日 至 平成34年4月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成15年4月25日決議 新株予約権	平成16年4月21日決議 新株予約権	平成21年12月3日決議 新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後（株）			
前事業年度末	102,000	42,000	281,800
権利確定			
権利行使	60,000	5,800	31,800
失効			
未行使残	42,000	36,200	250,000

決議年月日	平成22年4月22日決議 新株予約権	平成22年4月22日決議 新株予約権	平成22年4月22日決議 新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	140,000		
付与			
失効			
権利確定	140,000		
未確定残			
権利確定後（株）			
前事業年度末		20,000	60,000
権利確定	140,000		
権利行使		5,000	
失効			
未行使残	140,000	15,000	60,000

決議年月日	平成24年4月26日決議 新株予約権	平成24年4月26日決議 新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末		
付与	8,600	2,600
失効		
権利確定		
未確定残	8,600	2,600
権利確定後(株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

(注) 上記表に記載された株式数は、平成24年11月1日付株式分割(普通株式1株につき2株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成15年4月25日決議 新株予約権	平成16年4月21日決議 新株予約権	平成21年12月3日決議 新株予約権
権利行使価格(円)	350	500	600
行使時平均株価(円)	1,589	1,558	1,542
付与日における公正な 評価単価(円)			

決議年月日	平成22年4月22日決議 新株予約権	平成22年4月22日決議 新株予約権	平成22年4月22日決議 新株予約権
権利行使価格(円)	600	600	600
行使時平均株価(円)		1,640	
付与日における公正な 評価単価(円)			

決議年月日	平成24年4月26日決議 新株予約権	平成24年4月26日決議 新株予約権
権利行使価格(円)	1,177	1,177
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な 評価単価(円)	665	665

(注) 1. 権利行使価格については、平成24年11月1日付株式分割(普通株式1株につき2株)による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

2. 「公正な評価単価」については、ストック・オプションが会社法施行日前に付与されたものは記載していません。

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

)使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

)使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 79.66%

当社の上場期間が2年に満たないことから類似会社の株価変動性を参考にしております。

予想残存期間 6.46年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

予想配当率 0%

直近の配当実績によっております。

無リスク利率 0.43%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(5) 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・

オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

) 当事業年度末における本源的価値の合計額 555,404千円

) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの

権利行使日における本源的価値の合計額 115,716千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年1月31日)	当事業年度 (平成25年1月31日)
流動資産		
(繰延税金資産)		
前渡金	740千円	669千円
ポイント引当金	16,163	17,545
未払賞与	11,559	17,124
未払事業税	2,287	11,972
繰越欠損金	45,958	
繰延税金資産合計	76,708	47,311
固定資産		
(繰延税金資産)		
減価償却費	1,385千円	97千円
その他	1,706	342
小計	3,091	440
評価性引当金	385	273
繰延税金資産合計	2,706	167
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用	99	85
繰延税金資産(負債)の純額	2,606	82

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年1月31日)	当事業年度 (平成25年1月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	3.2	1.9
住民税均等割	0.3	0.5
評価性引当金の増減	71.0	0.0
税率変更による影響		0.7
その他	0.3	0.0
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	26.5	43.8

3 決算日後の法人税等の税率の変更

(前事業年度)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.69%から38.01%、復興特別法人税適用期間終了後は、35.64%に変更されます。なお、これによる影響は軽微であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは電子書籍事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年2月1日 至 平成24年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の報告セグメントは電子書籍事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
ソフトバンククリエイティブ株式会社	128,945

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年2月1日 至 平成25年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の報告セグメントは電子書籍事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年 2月 1日 至 平成25年 1月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	鈴木 雄介			当社取締役会長	（被所有） 直接5.05		ストックオプションの行使	23,900		
役員	小出 斉			当社代表取締役社長	（被所有） 直接2.55		ストックオプションの行使	15,000		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

平成15年4月25日、平成16年4月21日、平成22年4月22日の定時株主総会、平成21年12月3日の臨時株主総会により付与されたストックオプションによる、当事業年度における権利行使を記載しております。

なお、取引金額は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日)	当事業年度 (自 平成24年 2月 1日 至 平成25年 1月31日)
1株当たり純資産額	194円06銭	261円26銭
1株当たり当期純利益	100円53銭	62円19銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	93円94銭	57円32銭

(注) 1 平成24年11月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成24年 1月31日)	当事業年度 (平成25年 1月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	779,068	1,077,383
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		1,711
(うち新株予約権(千円))		1,711
普通株式に係る純資産額(千円)	779,068	1,075,672
普通株式の発行済株式数(株)	4,214,600	4,317,200
普通株式の自己株式数(株)	200,000	200,000
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	4,014,600	4,117,200

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 2月 1日 至 平成24年 1月31日)	当事業年度 (自 平成24年 2月 1日 至 平成25年 1月31日)
1株当たり当期純利益		
損益計算書上の当期純利益(千円)	373,698	250,624
普通株主に帰属しない金額当期純利益(千円)		
普通株式に係る金額(千円)	373,698	250,624
普通株式の期中平均株式数(株)	3,717,176	4,029,667
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	
普通株式増加数(株)	260,758	343,060
(うち新株予約権(株))	(260,758)	(343,060)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	2,761			2,761	971	356	1,789
工具、器具及び備品	22,959	3,917	682	26,193	15,206	5,817	10,987
有形固定資産計	25,720	3,917	682	28,954	16,177	6,173	12,777
無形固定資産							
特許権	170			170	69	21	101
商標権	530			530	198	53	331
ソフトウェア	77,356	28,983		106,339	56,709	12,230	49,630
ソフトウェア仮勘定	1,050	4,336	5,386				
無形固定資産計	79,106	33,319	5,386	107,040	56,977	12,304	50,062
長期前払費用	498		142	356		142	356

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

 工具、器具及び備品 : 統合脅威管理アプライアンス 2,396千円

 : パソコン 957千円

 ソフトウェア : テキストフォーマット対応開発 23,469千円

 : 業務管理システム開発 1,760千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
ポイント引当金	39,722	94,142	87,705		46,159

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	139
預金	
普通預金	1,404,442
定期預金	50,040
小計	1,454,482
合計	1,454,621

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ソフトバンクペイメントサービス(株)	271,669
NTTコミュニケーションズ(株)	33,397
ソフトバンククリエイティブ(株)	24,794
ニフティ(株)	12,012
NECビッグロープ(株)	5,054
その他	35,273
合計	382,200

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
270,673	3,196,430	3,084,902	382,200	89.0	37.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

繰延税金資産

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

仕掛品

品名	金額(千円)
電子化費	1,245
合計	1,245

貯蔵品

品名	金額(千円)
収入印紙	300
合計	300

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)講談社	130,982
(株)集英社	85,606
(株)小学館	39,303
(株)白泉社	23,590
(株)双葉社	21,560
その他	217,756
合計	518,800

未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	110,613
未払住民税	25,185
未払事業税	31,497
合計	167,296

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	624,900	1,353,996	2,118,062	3,044,219
税引前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	86,634	202,384	326,278	445,985
四半期(当期) 純利益金額 (千円)	48,629	114,205	183,675	250,624
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	12.11	28.42	45.70	62.19

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	12.11	16.31	17.28	16.48

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	1月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	7月31日、1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは、次のとおりです。 http://corp.ebookjapan.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期(自 平成23年2月1日 至 平成24年1月31日) 平成24年4月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年4月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第13期第1四半期) (自 平成24年2月1日 至 平成24年4月30日) 平成24年6月14日関東財務局長に提出。

(第13期第2四半期) (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日) 平成24年9月7日関東財務局長に提出。

(第13期第3四半期) (自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日) 平成24年12月6日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 平成24年4月27日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年4月25日

株式会社 イーブックイニシアティブジャパン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	村	孝	郎
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡	島	國	和
--------------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーブックイニシアティブジャパンの平成24年2月1日から平成25年1月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーブックイニシアティブジャパンの平成25年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イーブックイニシアティブジャパンの平成25年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社イーブックイニシアティブジャパンが平成25年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。